

加須市キャッチコピー・ロゴマーク 使用ガイドライン



令和7年5月
加須市

目次

Contents

01	1	使用に当たって
	2	権利の帰属
	3	使用できる場合
	4	使用できない場合
	5	使用者の責任
02	6	使用の手続き
	7	使用条件
05	8	使用例
	9	市章との関係
	10	ガイドラインの改訂
06		別紙 ロゴマーク営利目的使用（変更）届出書

1 使用に当たって

加須市では、合併 15 周年を記念し、キャッチコピー「笑うかぞには福来る」とキャッチコピーを表現するロゴマークを作成しました。

キャッチコピー・ロゴマークは、市民の加須市への愛着や誇りを高めるとともに、加須市のイメージを市内外に発信するために使用します。

また、上記目的の範囲内で、市民や団体など、どなたでも幅広く使用することができます。

2 権利の帰属

キャッチコピー・ロゴマークの著作権及びその他の権利は、すべて加須市に帰属します。キャッチコピー・ロゴマークの使用は、このガイドラインに基づき行う必要があります。

3 使用できる場合

次の「使用できない場合」を除き、市民や団体、企業など、どなたでも無償で使用できます。

4 使用できない場合

次のいずれかに該当する場合、使用できません。

- ①加須市の信用や品位、イメージを損なうとき又は損なうおそれがあるとき。
- ②法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- ③特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を加須市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- ④特定の商品やサービスを加須市が推奨しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- ⑤自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれがあるとき。
- ⑥暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- ⑦その他、加須市が適切でないと認めるとき。

5 使用者の責任

- ①キャッチコピー・ロゴマークの使用に伴って生じた損失又は損害について、加須市は一切の責任を負いません。
- ②キャッチコピー・ロゴマークの使用により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、加須市は一切の責務を負いません。
- ③キャッチコピー・ロゴマークの使用において故意又は過失により加須市に損害を与えた場合は、生じた損害を加須市に賠償するものとします。

6 使用の手続き

原則として、手続きは必要ありません。ただし、営利目的で使用する場合は、使用開始を希望する1カ月前までに、別紙「ロゴマーク営利目的使用（変更）届出書」を提出してください。

【営利目的の例】

- ①ロゴマークを使用した商品（文房具・Tシャツ・バッジ・タオル等）の販売
 - ②販促キャンペーン等で配布する粗品（ロゴマークを主なデザインとしたもの）
- *判断に迷う事例は相談してください。

7 使用条件

キャッチコピーのみを使用する場合は、フォント等の指定はありません。ロゴマークを使用する場合は、以下を条件とします。

基本形

■ 4 C



- M100+Y100
- M35+Y85
- C70+M20
- K100

■ モノクロ



- K45
- K60
- K100

濃淡のない単色を使用したい場合はご相談ください。

横組

ロゴマークの表示面の縦面が短いときなどに、横組を使うことができます。

■横組 1



■横組 2



加須市

ロゴマークに併せて、ロゴマーク内の書体で作った「加須市」を使用することができます。

■縦組

加
須
市

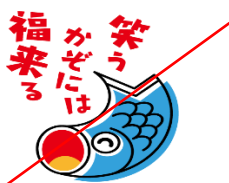
■横組

加 須 市

小さな表示にする場合は、既存のフォントを使用してください。

使用禁止例

次のような使用は禁止します。これらはあくまで代表例であり、ロゴマークの独立性やイメージを損なう使い方は避けてください。



変形させない



斜めにしない



色を変えない



周囲に十分な余白がない



背景色が濃い

*背景色は白を基本



写真を背景にしない



他のマークと近接させない



文字の位置を変えない

文字・マークだけで使用しない



他の図形や文字と重ねない

8 使用例

チラシ、ポスター、のぼり旗、看板、名刺、封筒、ホームページ、SNSなど

9 市章との関係

		
	ロゴマーク	市章
制定年	令和 7 年	平成 22 年
位置づけ	市のイメージや魅力を端的に表すマーク	市の象徴
役割	市のイメージや魅力を内外に発信	市に属することを示す
想定する 使用者	市、市民、市民団体、事業者	市
用途例	市の魅力を内外に発信する広報媒体、グッズ	市の公式行事、表彰状・感謝状、特に公的な要素が強い公文書や発行物

10 ガイドラインの改訂

- ①ガイドラインは、事前の通知なく改訂する場合があります。
- ②ガイドラインの改訂により、キャッチコピー・ロゴマークを使用する個人、団体及び企業等に不利益が生じたとしても、加須市は一切の責任を負わないものとします。

別紙

年 月 日

ロゴマーク営利目的使用（変更）届出書

加須市長 様

届出者

住所

名称

代表者

「加須市キャッチコピー・ロゴマーク使用ガイドライン」に基づき、キャッチコピー・ロゴマークを営利目的で使用（変更）したいので、次のとおり届け出ます。

なお、ガイドラインの規定を遵守すること、市が必要に応じて行う調査に協力すること及び市がガイドラインの規定に違反すると判断した場合は商品等の回収等の措置をすることを誓約します。

使用物				
数量				
使用目的 (事業概要等)				
使用期間	届出日以後最初に到来する3月31日まで (使用期間終了時における商品等の在庫は、在庫がなくなる日または 期間終了日から1年が経過する日のいずれか早い日まで)			
連絡先	担当者名		電話番号	
	E-mail			

※ロゴマークの使用概要がわかる資料（見本や使用イメージ）を添付してください。

※届出内容を変更する場合は、変更点がわかるよう記入してください。

加須市キャッチコピー・ロゴマーク
使用ガイドライン

[令和7年5月8日発行]

加須市総合政策部シティプロモーション課

TEL:0480-62-1111

Mail:promotion@city.kazo.lg.jp